

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 1 月 23 日

大磯町長 中 崎 久 雄

(理由)

被害者に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- | | |
|----------|---|
| 1 損害賠償額 | 324,843 円 |
| 2 賠償の相手方 | 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] |
| 3 事故の概要 | 平成 30 年 11 月 21 日に職員が町道路（月京 3 番 25 号地先）の草刈り作業をしていた際、草刈機の刃に当たった小石が飛散し、そばに駐車していた車両のガラスを破損させた。 |